	⑵　地震対策	ア　通常想定される規模の地震による転倒、移動、故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
		イ　重要な電源設備に関する地震対策は、大規模な地震を考慮すること。	◎	◎	◎	○	○
	⑶　雷害対策	雷害が発生するおそれがある場所に設置する重要な設備に電力を供給する電源設備には、雷害による障害の発生を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	○	○
	⑷　火災対策	重要な設備に電力を供給する電源設備には、不燃化、難燃化、保護装置等の設置等の措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	○	○
	⑸　高信頼度	重要な設備に電力を供給する電源設備の機器には、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑹　故障等の検知、通報	ア　電源設備の故障等、ヒューズ断又は停電の発生を速やかに検知し、通報する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
		イ　重要な設備を収容する無人施設の電源設備には、遠隔通報機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑺　停電対策	ア　次のいずれかの措置を講ずること。 ①自家用発電機を設置すること。 ②蓄電池を設置すること。 ③複数の系統で受電すること。 ④移動電源設備を配備すること。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		イ　交換設備については、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	○	○	○
		ウ　移動体通信基地局については、移動電源設備又は予備蓄電池を事業場等に配備すること。	◎	—	—	—	—
		エ　自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料等について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。	◎＊	◎＊	○	○	○
		オ　設備の重要度に応じた十分な規模の予備電源の確保を行うこと。	◎	◎	◎	○	○
		カ　防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。	◎	—	—	—	—
第２．環境基準							
１．センターの建築物							
	⑴　立地条件及び周囲環境への配慮	ア　地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報（ハザードマップ等）を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定すること。	◎＊	◎＊	○	○	○
		イ　強固な地盤上の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		ウ　風水害等を受けにくい環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、防風、防水等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊